

令和5年度 那覇市介護サービス事業者説明会（集団指導）

# 高齢者虐待防止について

沖縄県社会福祉士会 高齢者委員会長  
沖縄県高齢者虐待対応専門職チーム  
おきなわふくしオンブズマン運営委員  
沖縄県障害者自立支援協議会委員  
北中城地域包括ケア推進協議会委員  
宜野湾市介護保険運営協議会 副委員長

那覇市地域包括支援センター松川（医療法人社団 輔仁会）  
社会福祉士 中村丘学



# 高齢者虐待の種類と具体例

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について  
(厚生労働省老健局令和5年3月)

## 【身体的虐待】

### ①暴力的行為

- 例) ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。  
・ぶつかって転ばせる。  
・刃物や器物で外傷を与える。  
・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。  
・本人に向けて物を投げつけたりする。

身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)

### ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- 例) ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。  
・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。  
・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。  
・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。  
・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。  
・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。

## 【身体的虐待】

### 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制

- ・徘徊しないように車椅子や、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- ・自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
- ・点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
- ・点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指機能を制限する  
ミトン型の手袋をつける
- ・車椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字拘束体や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣や、オムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもで縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

※ 身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省）

スピーチロック（言葉による拘束）も、身体拘束にあたります

- ・例えば「動かないで!」「立たないで!」「ちょっと待って!」「座って!」「黙って!」等  
一方的な強い言葉により動きを制限・拘束すること。

# 身体拘束禁止規定と高齢者虐待との関係

介護保険制度では指定基準等において、入所者の生命又は身体を保護するために  
**緊急やむを得ない場合を除き、**  
高齢者をベッドや車椅子に縛り付けるなどの  
身体を自由を奪う**身体拘束は、原則として禁止**されています

## 「緊急やむを得ない」場合の条件とは

※ 身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省）

### 切迫性

- 利用者本人または他の利用者の**生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと**

### 非代替性

- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に**代替する介護方法がないこと**

### 一時性

- 身体拘束その他の行動制限が**一時的なものであること**

**緊急やむを得ない3つの条件（切迫性、非代替性、一時性）がそろっていないと身体拘束はダメ。虐待にあたります。**

## 養介護施設従事者による身体拘束の捉え方

- ・身体拘束は「利用者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断します。  
**ベッド柵の本数で判断するものではありません**  
\* 4点柵の使用だけではありません。2点柵でも行動を制限する場合には虐待と判断
- ・認知症のある高齢者本人や、家族、後見人の**同意だけでは虐待に該当します。**  
**3つの要件（切迫性、非代替性、一時性）と手順**を適正に取る必要があります

もし

【身体拘束をしなければならない場合における適正な手順】



- ① 緊急性（切迫性と非代替性）
- ② 個人の判断ではなく、施設全体での判断
- ③ 利用者・家族等への説明と理解
- ④ 身体拘束の記録の義務づけ
- ⑤ 要件に該当しなくなったら直ちに解除（一時性）

## 身体拘束廃止の取り組みによる効果

廃止に取り組んできた医療関係者によると「見守りを徹底する」「しっかり食事をしてもらう」「点滴のチューブを目立たないようにする」「寝かせきりにしない」などの工夫で身体拘束をやめることができ、**結果的に看護や介護の質も向上につながります**

## 【介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）】

### ①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- 例）・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
  - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
  - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
  - ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
  - ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

### ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- 例）・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
  - ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。

### ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- 例）・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。

### ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

- 例）・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。
  - ・必要なセンサーの電源を切る。

### ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

- 例）・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。

## 【心理的虐待】

### ① 威嚇的な発言、態度

- 例) ・怒鳴る、罵る。  
・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。

### ② 侮辱的な発言、態度

- 例) ・排せつの失敗や食べこぼしなど、老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。  
・日常的にからかったり「死ね」など侮蔑的なことを言う。  
・排せつ介助の際「臭い」「汚い」などと言う。  
・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。

### ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- 例) ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。  
・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。  
・話しかけ、ナースコール等は無視する。  
・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。  
・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。

### ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- 例) ・トイレを使用できるのに職員のを優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。  
・自分で食事ができるのに職員のを優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。

## ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- 例) ・本人の家族に伝えてほしい。という訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

## ⑥その他

- 例) ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

## 【経済的虐待】

本人の合意なしに、又は判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

本人の合意の有無について

認知症などで金銭管理状況やその使用について、ちゃんと理解した上での同意する能力がない場合。また養護者または親族とのいままでの関係から、自身の意見が言えず半ば強制・強要されている場合等があります。そのため本人の合意の判断には慎重さが求められます。

- 例) ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等  
(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)
- ・立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

## 【性的虐待】

本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心をもよおすあらゆる形態の行為。

- 例)
- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
  - ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
  - ・わいせつな映像や写真を見せる。
  - ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。
  - ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

\* 日本高齢者虐待防止学会事務局長を務める日本大文理学部の山田祐子教授（社会福祉学科）によると、男性が女性を、女性が男性を介護することは「異性介護」と呼ばれ、専門家らはこれ自体が虐待に当たると指摘している。

# 虐待の類型と刑法の規定する犯罪の関係例示

## 【身体的虐待】

刑法第 199条殺人罪、204条傷害罪、205条傷害致死罪、208条暴行罪  
211条業務上過失致死罪、220条逮捕監禁罪など

## 【性的虐待】

刑法176条強制わいせつ罪、177条強姦罪、178条準強制わいせつ、準強姦罪

## 【心理的虐待】

刑法222条脅迫罪、223条強要罪、230条名誉毀損罪、231条侮辱罪

## 【放棄・放置】

刑法218条保護責任者遺棄罪、219条遺棄致死傷罪

## 【経済的虐待】

刑法235条窃盗罪、246条詐欺罪、249条恐喝罪、252条横領罪、253条業務上横領罪など

# 令和3年度（2021年） 沖縄県における高齢者虐待の推移①

## (2) 高齢者虐待判断件数の推移(市町村別)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
		176(0)	150(2)	145(3)	134(4)	143(9)	166(10)	194(9)	205(7)	223(7)	213(7)
1	那覇市	60	51	56	59	56	56	63	85	90	82
2	宜野湾市	9	13	13	12	17	9	5	4	3	9
3	石垣市	5	6	4	2	10	6	6	6	7	5
4	浦添市	5	4	2	8	6	12	8	2	2	10
5	名護市	1	0	0	0	0	3	4	1	2	5
6	糸満市	4	0	0	2	0	4	5	5	6	5
7	沖縄市	19	16	26	13	12	20	30	35	32	26
8	豊見城市	7	0	1	3	0	0	4	4	4	3
9	うるま市	16	23	18	9	13	16	21	30	27	21
10	宮古島市	21	12	11	9	13	8	9	9	21	20
11	南城市	1	3	4	4	2	9	12	4	3	1
12	国頭村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
13	大宜味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	東村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
15	今帰仁村	1	0	1	2	0	1	0	0	0	2
16	本部町	1	0	0	0	3	8	4	7	8	5
17	恩納村	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0
18	宜野座村	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
19	金武町	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0
20	伊江村	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
21	読谷村	1	4	2	2	0	2	1	0	0	0
22	嘉手納町	2	1	0	1	0	2	3	0	1	2
23	北谷町	1	0	2	1	1	2	5	2	4	0
24	北中城村	1	0	1	0	0	0	1	2	1	0
25	中城村	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0
26	西原町	4	5	1	0	1	3	3	5	3	6
27	与那原町	1	1	2	1	4	1	3	1	2	7
28	南風原町	3	2	0	1	2	0	2	1	1	2
29	渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	座間味村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	粟国村	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
32	渡名喜村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
33	南大東村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	久米島町	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1
38	八重瀬町	2	4	0	2	2	1	2	1	1	0
39	多良間村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
40	竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 虐待認定した件数

令和3年沖縄県全体  
**213件**  
 (在宅206件)  
 (施設7)  
 1件/約1.7日発生

1 那覇市 82件  
 2 沖縄市 26件  
 3 うるま市 21件  
 高齢者人口が  
 多い市町村

一般的に  
 広報・認知度が  
 進んでいるほど  
 虐待件数が多い

( )内は養介護施設従事者等による虐待件数

H24年度迄は被虐待者1名につき1件としてカウントしていたが、H25年度からは同一家庭内で一体的に発生していると考えられる事例に関しては1事例としてカウントする。

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 [沖縄県の状況]

# 令和3年度（2021年） 沖縄県における高齢者虐待の推移②

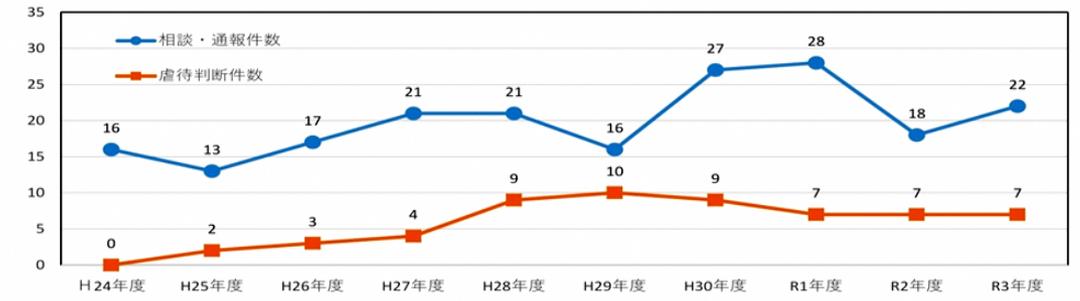
養護者による高齢者の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



コロナ禍の  
影響？

相談・通報件数  
R2年度 436件  
R3年度 391件  
-45件

養介護施設従事者等による高齢者の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



相談・通報件数  
R2年度 18件  
R3年度 22件  
+4件

表1 相談・通報件数、虐待判断件数

		令和2年度	令和3年度	増減
養介護施設従事者等によるもの	相談・通報件数	18件	22件	+4件
	虐待判断件数	7件	7件	0件
養護者によるもの	相談・通報件数	436件	391件	-45件
	虐待判断件数	216件	206件	-10件

沖縄県の事業所数  
5931事業所  
(R5.4月)

虐待には日頃からの権利擁護が必要  
(周知・予防・対応)

# 養介護施設従事者等による「高齢者虐待」とは

(定義等) 第2条3項にて

この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう

## 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする

# 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

## ◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>	「養介護施設」又は 「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul>	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

### 有料老人ホームの取り扱い

届け出の有無は関係なく**定義の実態**があれば「要介護施設」「要介護事業」として該当  
**定義とは・・・老人を入所させ、入浴、排せつ、または食事の介助、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、または健康管理の少なくとも、そのうち1つでもサービスを提供する施設**

### サービス付き高齢者向け住宅の取り扱い

都道府県に対する届け出の有無にかかわらず。関係ない。

老人福祉法上の老人ホームに該当する場合 ➡ **要介護施設従事者等による虐待として対応**  
 該当しない場合 ➡ **養護者による虐待として対応**

**どちらにせよ、高齢者虐待として対応可能な仕組み**

# 令和3年度 沖縄県における養介護施設従事者等による高齢者虐待①

表2 相談・通報件数

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
件数	22	18	28	27	16
増減	4(22.2%)	-10(-35.7%)	1(3.7%)	11(68.7%)	-5(-23%)

約2回/月 相談・通報

表5 虐待の事実が認められた事例件数

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
件数	7	7	7	9	10	9
増減	0(0%)	0(0%)	-2(-22.2%)	-1(-10.0%)	1(11.1%)	6(200.0%)

相談・通報の約1/3は実際の虐待認定  
虐待件数は横ばい

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	うち調査対象年度内		割合(%)
		に通報・相談	に通報・相談	
事実確認調査を行った事例	20	(18)	(2)	83.3
事実が認められた	7	(7)	(0)	29.2
事実が認められなかった	6	(6)	(0)	25.0
判断に至らなかった	7	(5)	(2)	29.2
事実確認調査を行っていない事例	4	(4)	(0)	16.7
虐待ではなく調査不要と判断した	0	(0)	(0)	0
調査を予定している又は検討中の事例	4	(4)	(0)	16.7
都道府県へ調査を依頼	0	(0)	(0)	0
その他	0	(0)	(0)	0
合計	24	(22)	(2)	100.0

通報後、事実確認にて約半数  
13件/20件 (54.2%)  
虐待事実なし  
事実が認められなかった25%  
判断に至らなかった29.2%

事実確認の54.2% (13件) は  
虐待だと思われた？  
不適切なケア？  
クレームや誤解？

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

相談・通報する前に事前に対応  
早期発見・早期対応が大切

# 令和3年度 沖縄県における養介護施設従事者等による高齢者虐待②

表9 虐待の種別・類型

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	2	1	4	0	0	7	7
構成割合(%)	28.6	14.3	57.1	0.0	0.0	-	-

心理的虐待が多い

表6 虐待があった施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	合計
件数	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	7
構成割合(%)	28.6	0.0	0.0	0.0	57.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	100.0

表11 虐待の程度

	人数	構成割合(%)
4(最重度)	0	0.0
3(重度)	0	0.0
2(中度)	2	40.0
1(軽度)	3	60.0
合計	5	100.0

入所系が多い

深刻度区分	説明
1(軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2(中度)	<u>権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。</u>
3(重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4(最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状况が生じている。直ちに保護が必要な状態。

# 令和3年度 沖縄県における養介護施設従事者等による高齢者虐待③

表7 虐待発生の変因（複数回答）

	内容	件数
1) 運営法人(経営層)の課題	経営層の倫理観・理念の欠如	3
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	4
	経営層の現場の実態の理解不足	5
	業務環境変化への対応取組が不十分	7
	不安定な経営状態	0
	その他	0
	2) 組織運営上の課題	介護方針の不適切さ
	高齢者へのアセスメントが不十分	5
	チームケア体制・連携体制が不十分	7
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	7
	事故や苦情対応の体制が不十分	4
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	4
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	4
	職員の指導管理体制が不十分	6
	職員研修の機会や体制が不十分	7
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	4
	職員が相談できる体制が不十分	5
	その他	0
3) 虐待を行った職員の課題	職員の倫理観・理念の欠如	5
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	7
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	6
	職員の業務負担の大きさ	7
	職員のストレス・感情コントロール	6
	職員の性格や資質の問題	6
	待遇への不満	2
	その他	0
4) 被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	5
	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	3
	医療依存度が高い	0
	意思表示が困難	4
	職員に暴力・暴言を行う	4
	他の利用者とのトラブルが多い	3
	その他	0

経営  
運営

事業所  
職場環境

職員の資質  
知識・技術

高齢者  
病状・状態



# 深刻な虐待事案に共通する事柄

虐待が発生

対応なし

通報義務を行わなかった  
長期化、恒常化、複数の職員が虐待

エスカレート

繰り返される 恒常化  
取り返しのつかない被害へ（ケガ、骨折、死亡など）

深刻化

設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい  
事実確認調査に対する虚偽答弁  
警察の介入による加害者の逮捕、送検  
事業効力の一部停止等の重い行政処分  
行政処分に基づく設置者、管理者の交代  
検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

「暴力や暴言があったことは知らなかった・・・」某施設の理事長談  
虐待への認識が希薄（虐待？不適切なケア？）結果、権利侵害へ

施設・事業所で虐待がないか総点検及び虐待への認識の向上  
虐待が疑われる事案があったら**速やかに**、相談・通報するシステムづくりが必要

# 養介護施設従事者による高齢者虐待の防止への取り組み

## 1) 組織運営上の向上

- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、**ケアの技術や虐待等の研修により、職員自らが意識を高めると共に、実践につなげることが大切**
- ・ **職員が相談できる体制づくり、職員間同士の関係やコミュニケーション取りやすい関係づくり、業務の負担軽減に向けた取り組み、職員の指導管理体制が大切**
- ・ **事業所による定期的にケアの技術向上や高齢者虐待に関する研修の実施。市町村や都道府県でも研修等の機会を設け、養介護施設従事者等の資質を向上が必要**
- ・ **養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、実際にケアにあたる職員のみだけでなく管理職も含めた事業所全体での取組が大切。そのため管理職が中心となってサービス向上にむけた取組が必要。**

### 令和3年度の介護報酬改定「高齢者虐待防止の推進」

介護サービス事業所が虐待防止に向けた取り組みを実施（3年間の経過措置＊令和6年度まで）

- ・ 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の設置と定期開催
- ・ 高齢者虐待防止に関する指針の整備
- ・ 高齢者虐待防止に関する研修の実施(年2回)
- ・ 虐待防止に関する担当者の配置

# 養介護施設従事者による高齢者虐待の防止への取り組み

## 2) 個別ケアの推進

- ・ 養介護施設には数多くの高齢者が生活しているため、業務をこなすためには流れ作業的なケアや画一的なケアになりがちです。
- ・ そのため身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生しています。そして従事する**職員の士気が低下する**などの影響があります。
- ・ そのためユニットケアや個別支援が進められてきました。高齢者一人ひとりが、尊厳を保ちながら**自分らしく生活できる環境をつくる**ことが、養介護施設には求められています。
- ・ 高齢者の尊厳を尊重という視点により、**入所している高齢者一人ひとりに対して、個別的なアセスメントの充実と個別的なケアを実践することが重要。**
- ・ 良い個別アセスメントや個別的なケアの方法が、一人だけで取り組んでも、職員皆で統一したケアがなされていなければ意味がありません。**チームケア体制・連携体制づくりが大切です。**

# 養介護施設従事者による高齢者虐待の防止への取り組み

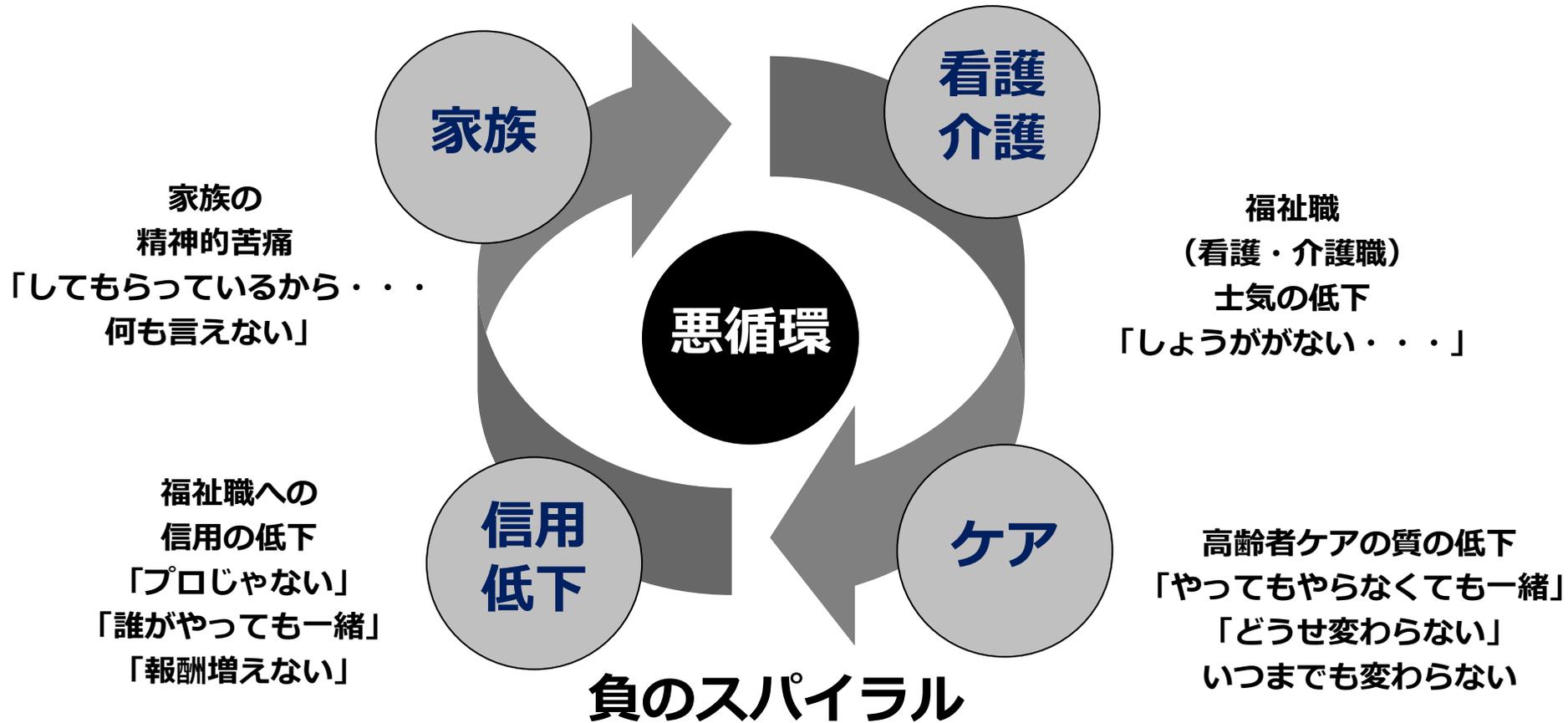
## 3) 情報公開

- ・情報公開とは、いわゆる開かれた施設・事業所運営の取り組み。
- ・養介護施設は、入所している高齢者の住まいであるため、外部からの目が届きにくい面があります。地域の住民やボランティアなど多くの方が施設に関わることは、職員の意識にも影響を及ぼします。
- ・サービス評価（自己評価、第三者評価など）第三者の目（介護サービス相談員、介護相談員など）の導入も積極的に検討。

## 4) 苦情処理体制

- ・高齢者虐待防止法では、養介護施設、養介護事業所に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています（第20条）
- ・養介護施設、養介護事業所においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、各施設、事業所での対応が図られています。
- ・サービスの質を向上させるため、形骸化させないように利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

# 介護従事者の虐待が発生した背景を踏まえた社会的弊害



高齢者福祉職に関する社会的信用の失墜

## 虐待による高齢者への弊害

- **身体的弊害**

関節拘縮 筋力低下 褥創

食欲低下（栄養不良） 心肺機能低下

- **精神的弊害**

怒り 屈辱 意欲低下 認知症進行 せん妄



**あきらめ ・ 依存的 ・ 従順**



**自分らしく生きられない。生きている意味や価値とは**



**権利侵害へ**

# まとめ

## 気づき

「あれ?」「これって・・・」「もしかして・・・」「ちょっと」  
「何やってるの?」「いいの?」「おかしくない?」

不適切なケア  
虐待への  
「気づき」

虐待の発生は、表面化していない問題あるケアや  
その周辺にあるグレーゾーンにあたる行為など  
些細な「不適切なケア」の蓄積

専門職としての  
「気づき」  
養護者・第三者から、、、

日頃からの「リスクマネジメント」「不適切なケア」の防止や対策が  
権利擁護の実践でありケアの質の向上へ

現場では「グレーゾーン=ブラックゾーン」認識を持つ事が大切

虐待防止の近道は  
「虐待の芽・不適切な芽（グレーゾーン）を早めに摘む」ことが大切  
早期発見・早期対応のシステムづくり

# まとめ

## 組織（法人・事業所・チーム）での取り組み

### 組織運営上の向上

職員が相談やお互いが話しやすい環境づくり、業務効率化軽減  
管理者率先、事業所全体で改善に取り組む

### 個別ケアの推進

個別性を活かしたケア、個別アセスメントの実施  
チームケアの実施（統一したケア、チームでの取り組み）

### 情報公開の整備

事業所の常識は世間の常識ではない  
第三者の視点

### 苦情処理体制の整備

苦情や要望等に対してのしっかりとした対応・体制づくり  
アカウントビリティ（説明責任・説明義務）  
相談窓口の周知と相談（苦情や要望等）いえる雰囲気づくり



**そもそも虐待や不適切なケアがないのが当たり前  
「本人らしい生活や生き方への支援」に取り組む**



**より良いケア・良いサービスの実現**